

議 会 運 営 委 員 会

日時 令和6年11月25日（月）

午前9時30分

場所 委員会室

議 題

1. 令和6年第4回議会定例会の運営について

(1) 会期日程及び全員協議会の開催について

①会期日程 令和6年12月3日（火）～12月18日（水） 16日間

②全員協議会 令和6年11月26日（火）

(2) 執行部提出議案について

(3) 請願・陳情等の受理について

(4) 全員協議会提出議題について

2. その他

令和6年 第4回議会定例会 会期日程(案)

R6.9.26

月日	曜	行事日程	日程案 (12/3 ~ 12/18 16日間)	備考
11月19日	火			
20日	水			
21日	木			
22日	金			請願・陳情受付締切(正午)
23日	土			
24日	日			
25日	月		▼ 議会運営委員会(9:30~委員会室)	*定例会招集通知・全協開催通知
26日	火		* 全員協議会(9:30~議場)	○一般質問通告受付開始
27日	水			
28日	木			
29日	金		▼ 議会運営委員会(15:00~委員会室)	○一般質問通告メ切(10:00)
30日	土			
12月1日	日			
2日	月			
3日	火		○ 議会運営委員会(9:30~委員会室) ● 本会議(10:00~議場) ★ 議案上程—提案説明—質疑—討論—採決 ★ 議案上程—提案説明—質疑—委員会付託	本会議終了後 ○一般質問ヒアリング
4日	水			
5日	木		△ 議員連絡会(9:30~議場及び委員会室) ※各常任委員会協議会	【常任委員会資料要求】 【現地調査場所選定】
6日	金			
7日	土			
8日	日			
9日	月		▼ 議会運営委員会(9:30~委員会室) ● 本会議(10:00~議場) ★ 請願・陳情—質疑—委員会付託 ★ 一般質問	
10日	火		● 本会議(10:00~議場) ★ 一般質問	
11日	水		◎ 総務民生委員会(9:30~委員会室)	【※資料配布】
12日	木		◎ 建設経済委員会(9:30~委員会室)	【※資料配布】
13日	金		◎ 予算決算委員会(9:30~議場)	【※資料配布】
14日	土			
15日	日			
16日	月		□ 情報交換会(9:30~議場)	
17日	火			
18日	水		▼ 議会運営委員会(13:30~委員会室) ● 本会議(14:00~議場) ★ 議案上程—提案説明—質疑—討論—採決 ★ 委員長報告—質疑—討論—採決 ▼ 議会運営委員会(本会議終了後~委員会室)	

令和6年第4回市議会定例会提出議題〔12/3初日提案〕

区 分	議 案 名	No.
報告議案	専決処分報告について(11/8 専決第11号) ・損害賠償の額の決定及び和解について 「土木建設課」	10
	専決処分報告について(11/8 専決第12号) ・損害賠償の額の決定及び和解について 「土木建設課」	11
承認議案	専決処分報告について(10/9 専決第10号) ・令和6年度島根県江津市一般会計補正予算(第4号) 「財政課」	6
	専決処分報告について(11/15 専決第13号) ・令和6年度島根県江津市一般会計補正予算(第5号) 「財政課」	7
条例議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ・「禁錮」を「拘禁刑」に改める 「総務課」	56
	番号法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ・番号法の改正に伴い、引用個所の条ずれを補正 「総務課」	57
	江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について ・コンビニ交付手数料を窓口より低い額に設定 「市民生活課」	58
	江津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について ・法施行令の改正に伴う引用箇所の条ずれを補正等 「都市計画課」	59
	江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について ・水道法等の改正に伴う水道技術管理者の資格要件の変更等 「水道課」	60
	江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について ・水道法施行令等の改正に伴う布設工事監督者の資格要件の変更等 「水道課」	61

区 分	議 案 名	
一般議案	財産の取得について ・教育ネットワークサーバ更新等	「学校教育課」 55
	公の施設に係る指定管理者の指定について ・パレットごうつ	「政策企画課」 62
	町の区域の変更について ・松川町太田の一部を渡津町に編入	「都市計画課」 63
予算議案	令和6年度島根県江津市一般会計補正予算(第6号)を定めることについて	「財政課」 64
	令和6年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて	「財政課」 65
	令和6年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて	「財政課」 66

初日提案	報告議案 2件	一般議案 3件	
	承認議案 2件	予算議案 3件	
	条例議案 6件		合計 16件

請 願・陳 情 等 の 受 理

(第4回議会定例会)

【請願】・・・0件

【陳情】・・・1件

陳情第3号 消費税率5%以下へ引き下げを求める意見書提出に関する陳情

受理年月日 令和6年11月19日

陳情者 江津市二宮町神主 2251番地3

江津民主商工会

会長 野津 克朗

【要望】・・・7件

要望第4号 江津市民プール改修に関する要望書

受理年月日 令和6年9月11日

要望者 一般財団法人島根県水泳連盟

会長 吉金 隆 他1

要望第5号 令和7年度江津市農業施策及び予算に関する要望書

受理年月日 令和6年10月24日

要望者 島根県農業協同組合島根おおち地区本部

常務理事本部長 服部 幸信 他4

要望第6号 要望書（森林・林業・木材産業の活性化に関する要望）

受理年月日 令和6年10月24日

要望者 邑智郡森林組合

代表理事組合長 植田 淳

要望第7号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植
等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

受理年月日 令和6年11月1日

要望者 一般社団法人 中国における臓器移植を考える会
代表 丸山 治章

要望第 8 号 江津市小学校・中学校 教育条件の整備並びに教育諸活動等助成
に関する要望

受理年月日 令和 6 年 11 月 15 日

要望者 江津市校長会
会長 舟木 志郎 他 4

要望第 9 号 令和 7 年度江津市補助金等要望書

受理年月日 令和 6 年 11 月 19 日

要望者 江津商工会議所
会頭 今井 久師

要望第 10 号 令和 7 年度江津市補助金要望書

受理年月日 令和 6 年 11 月 19 日

要望者 桜江町商工会
会長 尾前 豊

全員協議会提出議題

資料No.

令和6年11月26日

専決処分報告について(11/8 専決第11号)、(11/8 専決第12号)	1-1
・損害賠償の額の決定及び和解について 「土木建設課」	1-2
専決処分報告について(10/9 専決第10号)、(11/15 専決第13号)	2-1
・令和6年度 一般会計補正予算(第4号)、一般会計補正予算(第5号) 「財政課」	2-2
財産の取得について	
・教育ネットワークサーバ更新等 学校教育課	3
条例議案について	
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 外5件 「総務課」	4
公の施設に係る指定管理者の指定について	
・パレットごうつ 「政策企画課」	5
町の区域の変更について	
・松川町太田の一部を渡津町に編入 「都市計画課」	6
令和6年度補正予算の概要について	
・一般会計、特別会計 「財政課」	7
定住促進空き家活用事業・地域商業活性化支援事業について	
・有福温泉町の空き家3軒を賃貸住宅及び店舗に改修 「地域振興課」 「商工観光課」	8
都市下水路管理費について	
・渡津10号都市下水路排水ポンプ設置工事費 「土木建設課」	9
西部統合小学校建設事業について	
・実施設計、旧幼稚園解体設計、補償調査、統合準備会運営費 「学校教育課」	10

計 10件

○江津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

(1) 改正の要旨

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項ずれに伴い、所要の改正を行う。
- ②刑法の改正（「懲役」を「拘禁刑」に改める。）に伴い、所要の改正を行う。
施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(2) 施行年月日

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。
- ②令和7年6月1日から施行する。

(3) その他

- ①なし。
- ②現在、検察庁と協議中。協議結果によっては、変更の可能性あり。
変更があった場合は、再度、江津市法令審査会で審査を仰ぐこととする。

(案)

江津市条例第 号

江津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

江津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年江津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第57条の次に次の1条を加える。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第58条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附 則

（施行期日）

- 1 第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。
- 2 第53条から第55条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(案)

江津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年江津市条例第11号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																														
<p>（定義）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2～9 〔略〕</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 〔略〕</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第12条第1項</td> <td style="width: 30%;">略</td> <td style="width: 30%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項 第1号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第38条第1項</td> <td>又は第12条第1項及</td> <td>第12条第5項の規定により</td> </tr> </table>	第12条第1項	略	略		略	略	第12条第2項	略	略	第12条第2項 第1号	略	略	第38条第1項	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定により	<p>（定義）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2～9 〔略〕</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 〔略〕</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第12条第1項</td> <td style="width: 30%;">略</td> <td style="width: 30%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項 第1号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第38条第1項</td> <td>又は第12条第1項及</td> <td>第12条第5項の規定により</td> </tr> </table>	第12条第1項	略	略		略	略	第12条第2項	略	略	第12条第2項 第1号	略	略	第38条第1項	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定により
第12条第1項	略	略																													
	略	略																													
第12条第2項	略	略																													
第12条第2項 第1号	略	略																													
第38条第1項	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定により																													
第12条第1項	略	略																													
	略	略																													
第12条第2項	略	略																													
第12条第2項 第1号	略	略																													
第38条第1項	又は第12条第1項及	第12条第5項の規定により																													

第1号	び第2項の規定に違反して利用されているとき	読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	略	略

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1号	び第2項の規定に違反して利用されているとき	読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	略	略

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（一）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条・第57条 [略]

[新設]

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報^{（一）}を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条・第57条 [略]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第58条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法

第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。